

富士市事前都市復興計画策定に係る「第1回市民懇話会」 議事録

■開催日等

- ・日時：平成26年8月5日（火） 13:30～16:00
- ・場所：富士市役所 9階 第2委員会室

■出席者

- ・学識経験者 池田 浩敬 （常葉大学 社会環境学部 学部長 教授）
- ・各種関係団体の代表者 杉山 るみ （富士市建築士会 会長）
- ・ " 清水 和広 （富士商工会議所 事務局長）
- ・ " 松野 俊一 （富士市町内会連合会 副会長）
- ・ " 池野 裕介 （静岡県土地家屋調査士会富士支部 理事）
- ・ " 遠藤 典生 （富士市建設業組合 副組合長）
- ・ " 渡邊 雅子 （富士市地域防災指導員会 副会長）
- ・ " 竹村 健二 （富士市NPO協議会 監事）
- ・ " 赤堀 美枝子 （女性ネットワーク富士 副会長）
- ・市民代表者 齊藤 貴宣 （市民公募）
- ・ " 眞山 美知代 （市民公募）
- ・関係行政機関の職員 日野原 武 （静岡県都市計画課施設計画班 班長）
- ・ " 黒田 健嗣 （静岡県危機政策課危機専門監）

※静岡県はオブザーバーとしての参画

■事務局

- ・都市整備部 土屋部長
- ・都市整備部都市計画課 榊原課長、中田統括主幹、野毛主幹、
佐藤主査、道倉上席主事
- ・総務部防災危機管理課 笠井統括主幹、佐野主幹
- ・昭和株式会社 都市調査室 小林、上坂
企画室 中山
事業開発室 小宮
静岡支社 岡井

■次第

- 1 開会
- 2 委嘱状の交付
- 3 委員紹介
- 4 設置要領に基づく座長の選任
- 5 議事
 - (1) 事前復興について
 - (2) 富士市事前都市復興計画について
 - (3) 富士市の現状について
 - (4) スケジュール
- 6 閉会

■配布資料

- ・ 次第
- ・ 設置要領
- ・ 委員名簿
- ・ 第1回市民懇話会 資料
- ・ 富士市都市計画マスタープラン（本編）

■座長の選任

- ▶ 委員の互選により、池田委員（常葉大学教授）が座長に選任された。

■議事概要

（１）事前復興について

- ▶ 南海トラフ巨大地震等の発生が懸念される中、被災後の復興について考えておく必要がある。（事務局）
- ▶ 東日本大震災では被災後に復興の検討を開始したが、被災の混乱の中で復興計画を検討しなければならず、住民・事業者の意向反映に支障をきたした。また、事後対応的に復興事業を検討しなければならず、事業の遅れが住民側の生活再建意向に影響し、計画の見直しに迫られるなどの様々な問題が表面化し、復興の遅れにつながった。（事務局）
- ▶ 震災からの教訓として、
 - ①復興業務の手順や体制等を事前に明確にしておくこと。
 - ②都市の復興像等を住民・事業者・行政が共有しておくこと。
 - ③復興まちづくりについて、事前に地域で考えておくこと。
 - ④まちづくりを考える組織を地域で設置しておくこと。が必要と考えられ、平常時から住民と行政とで協働で進めていく事前復興に取り組んでおくことが重要である。（事務局）
- ▶ 留意点として、人口減少時代の復興は今までの復興とは異なること、同一市内でも人により被災の程度が異なり、復興計画に対する関心の温度差が生じる懸念がある。（座長）
- ▶ 被災リスクに対して、どのレベルの安全性を目標とするかは社会的合意の問題と言え、地域社会の中で許容できる安全性のレベルを、事前段階から考えておく必要がある。（座長）

《主な質疑、意見等》

- 被害想定はどの程度の精度があるのか？ 復興計画を考えても、被害状況によっては、全く異なる状況で復興を進めることになるのではないのか？
⇒被害想定を高精度にしても、実際の被害と一致させることは無理であるが、復興を考えるにあたって、被害想定を前提とすることで、多少現実味のある検討ができる。津波により浸水しやすい場所や、木造建築物が密集して延焼が考えられる場所など、相対的に災害に弱い場所を把握する程度に捉えた方がよい。
- 住民・事業者と協働で計画をつくるのであれば、意見反映の仕組みを構築すべきだと思うし、計画の共有が深まると思う。
⇒この会議の本質を突く意見であり、住民や事業者の声が行政のまちづくりに反映する仕組み（受け皿）ができてこそ意味がある。住民等の要望が反映できないようであれば、事前復興の議論が進んでも、机上の空論となる。

(2) 富士市事前都市復興計画について

- ▶ 富士市事前都市復興計画は、発災後、迅速かつ着実にまちが復興できるように、都市の復興像や復興方針、市民・事業者・行政の協働による復興の進め方や行政職員のための復興事業の手順等を定める計画として考えている。(事務局)
- ▶ 検討方法としては、都市計画マスタープランで定めています「将来のまちの骨格図」や都市基盤の整備状況、被害想定といった都市の構造から検討するだけでなく、住民生活への配慮として、応急仮設住宅や地域コミュニティ、地域振興等の両輪から都市の復興像や、それに基づく復興方針等の検討を考えている。(事務局)
- ▶ 富士市事前都市復興計画は「復興ビジョン編」「復興プロセス編」「復興マニュアル編」の3編で構成し、この市民懇話会や復興まちづくり訓練などを通して、市民・事業者・行政の協働で計画策定を考えている。(事務局)
- ▶ 「復興ビジョン編」は、目指す都市の復興像を共有することを目的に、都市の復興像を実現するための復興の基本方針や整備方針、目標期間及びそれに応じた到達目標等を示し、地域状況に応じた復興を進めるための地区区分の設定方針及び整備方針、復興市街地の整備イメージを想定している。(事務局)
- ▶ 「復興プロセス編」は、復興ビジョン編における都市の復興像を踏まえ、市民・事業者・行政の協働による復興の進め方を共有することを目的に、被災者の方の行動指針となるような、地域力を活かした復興を行うための様々な仕組みや、平常時のまちづくりの考え方を盛り込むことを想定している。(事務局)
- ▶ 「復興ビジョン編」と「復興プロセス編」は、相互に連携しながら検討を進めたい。検討過程で、被害が起きたことを想定して復興まちづくりを考える「復興まちづくり訓練」を実施していきたい。(事務局)

《主な質疑、意見等》

- 資料中、企業（事業者）について触れられていないが、復興計画の中では、大手や中小企業がどういう形で関わっていけば良いのか？
⇒復興計画を定める際には、企業も利害関係者として関係する。災害により、企業が市外に移転しないように、事前から話をしておくことが重要。
今回の資料では「市民」の中に事業者も含む認識であったが、次回以降は明示する。
- 計画のつくりっ放しではなく、地域に理解してもらえるような取り組みが重要。行政や市民等が相互に助け合いながら考えていく必要がある。企業についても、安心してもらえるようなビジョンづくりが必要ではないか？
⇒2年目で予定している「復興まちづくり訓練」で市民や企業に参画いただきながら、取り組みを展開していくことが考えられる。
- 平成23年3月15日の富士宮で起きた震度6強の地震の際に、事業所に隣住民が車

で避難したため、事業所は一時的な避難場所になると感じた。

- 消防団では、団員の減少に伴い企業に話を持ちかけて、企業から団員を出してもたつたところもある。地域との結びつきを強めておけば、例えば避難所運営などのサポートも可能になるのではないかな。
 - 気仙沼市では企業の70%が被災したが、復興計画の遅れで事業所の操業再開に影響している。本市の被害想定をみると、企業が被災する状況は東日本に比べて少ないと思うので、被災が想定される企業のグループと想定されないグループをつくり、発災後の復興にどのように携われるかを考えていくことが有能なのではないかな。
- ⇒事前復興に取り組む中で、地域住民・企業が助け合いながら、復興まちづくりを考えていくことが重要で、事前から結びつきを強めておく必要がある。復興まちづくりに向けた、企業との連携のあり方を事務局で検討してほしい。
- 商工会議所の中で、災害時の対応や地域への貢献について話し合う「大規模災害対応連絡会」を設置している。事前都市復興計画に企業の位置付けを示すことで、災害を契機とした企業の市外流出を抑制できると思う。各企業の地域貢献を醸成できれば、企業内でも富士工場は地域に貢献していることを本社にもアピールできる。
 - 復興公営住宅に高齢者が多く入居した場合、福祉のサポートも必要。
 - 大規模小売店舗立地法の届け出が必要ない1,000㎡未満の店舗も、被災後の地域貢献を担うような方策を、関係部局も交えて検討してほしい。
 - 一番重要なことは1人1人の生活再建かと思う。住まいと働く場が確保できなければ、生活再建できない。そのため、事業所・企業が被災後も地域で事業活動を継続していくかは非常に大切なポイント。
 - 土地の境界確定ができていないと復興は進まないため、事前に準備できることの1つとして境界確定があると思う。

(3) 富士市の現状について

- 計画の前提として想定する被害は、静岡県第4次地震被害想定 of 南海トラフ巨大地震（レベル2）を考えている。（事務局）
- 被害想定は、最大震度6強で、市東部に液状化が想定される。最大津波高は6mで、田子の浦港周辺において浸水被害が想定される。建物被害は、全壊約6,180棟、半壊約12,390棟、人的被害は、死者160名、重傷者520名と想定される。（事務局）
- 都市基盤の整備状況としては、都市計画道路の他に土地区画整理事業等により、都市基盤が整った地域と、そうでない地域がある。都市基盤が整ったまちは既にまちづくりに対する課題が解決されている地区が多く、現状と同じように復旧すれば復興が早いと考えられる。一方、未整備の地区では、道路の狭さ等により現状復旧では十分でないことから、復興とあわせてまちづくりを考えていく必要があり、復興に時間を要すると考

えられる。(事務局)

- ▶本市の長期的なまちづくりの考え方を、「将来のまちの骨格図」として都市計画マスタープランで掲げており、都市の復興像や復興方針、復興地区区分等を検討する際の検討材料とし、被害想定や都市基盤の整備状況、都市計画マスタープランの位置付けなどを重ねながら、富士市内の災害に弱い地域や復興まちづくりの重要な地域等を抽出したいと考えている。(事務局)

(4) スケジュール

- ▶平成26年度から平成27年度にかけて、「復興ビジョン編」と「復興プロセス編」を策定予定。平成27年12月に、本計画に対する市民からの意見をいただくため、パブリックコメントの実施を予定している。(事務局)
- ▶今年度の市民懇話会は11月と2月に予定し、平成27年度は概ね4回程度の開催を考えている。(事務局)
- ▶その他、庁内関係部署により構成する策定委員会を組織して、計画検討を進めていく。(事務局)

《主な質疑、意見等》

- 災害により想定される問題とあわせて、地域で展開すべき活動を地域で考え、計画に対する理解を深められるような検討ができれば良い。
- ⇒「復興ビジョン編」の検討と並行して、地域との検討結果を反映する仕組みづくりを考えていくことが望ましい。

6 閉会

- ▶次回は11月頃の開催を予定しているが、日程等は文書にて通知する。(事務局)

以上